

令和3年度行政経営研究会

日時 令和3年4月28日(水)
午後1時30分～
会場 ウェブ会議
(静岡県庁別館7階第2会議室)

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 講演会

演題 「自治体DXという意識改革 ～今なすべきこと～」

講師 吉本 明平 氏 ((一財)全国地域情報化推進協会企画部担当部長、
総務省「地方自治体のDX推進に係る検討会」構成員)

4 議事

(1) 要綱改正

資料1

(2) 令和3年度研究事項

・継続テーマについて

資料2

・新規テーマについて

資料3

(3) 意見交換

5 閉会

行政経営研究会設置要綱の一部改正

行政経営研究会設置要綱の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当） 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部次長（企画財政担当） 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 企画部長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 理事兼企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 参事兼総務課長
静岡県市長会町村会総合事務局	事務局長

附 則

この改正は、令和3年4月28日から施行する。

新旧対照表

改正前

行政経営研究会設置要綱

別表 (第 4 条関係)

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当) 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長 静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部次長 (企画財政担当) 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 参事兼総務課長 事務局長
静岡市内市町	静岡市内市町 村会総合事務局

改正後

行政経営研究会設置要綱

別表 (第 4 条関係)

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当) 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長 静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部次長 (企画財政担当) 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 企画課長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 参事兼企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 参事兼総務課長 事務局長
静岡市内市町	静岡市内市町 村会総合事務局

行政経営研究会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「**県市町**」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、**県市町**及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、**県市町**で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「**研究等**」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「**研究会**」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、**県市町**が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) **県市町**が連携して研究等を行う事項（以下「**研究事項**」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた**県市町**の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び**県市町**の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当）
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した**研究事項**（以下「**決定研究事項**」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、**研究事項**及び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部地域振興局長をもって充てる。

(課題検討会)

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 28 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当） 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部次長（企画財政担当） 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 企画部長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 理事兼企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 参事兼総務課長
静岡州市長会町 村会総合事務局	事務局長

行政経営研究会

令和2年度報告及び令和3年度研究事項

令和3年4月28日

1

令和2年度及び令和3年度の研究事項(案)

【部会】

令和2年度(3)	取扱い	令和3年度(3)
A ファシリティマネジメントの推進	継続	A ファシリティマネジメントの推進
B ICT利活用	継続	B ICT利活用
C 公民連携・協働	継続	C 公民連携・協働

【課題検討会】

令和2年度(8)	取扱い	令和3年度(7)
a 水道事業の広域連携等	継続	a 水道事業の広域連携等
b 権限移譲事務受入体制の検討	継続	b 権限移譲事務受入体制の検討
c 地方公会計の活用	継続	c 地方公会計の活用
d マイナンバーカードの利活用等	継続	d マイナンバーカードの利活用等
e 臨時・非常勤職員制度の見直しへの対応	完了	
f 内部統制の体制整備	継続	f 内部統制の体制整備
g 人材育成の推進	継続	g 人材育成の推進
h オフィス改革の推進【新規】	継続	h オフィス改革の推進

【令和3年度の取組方針】

自治体DXの推進をはじめ、ウィズコロナ・アフターコロナにおいて自治体に求められるテーマを中心に取組を推進する。

2

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和2年度の実績

○個別施設計画の策定、運用方法等の研究

⇒ 個別施設計画の策定や、策定後の運用方法等について、県や先進市町の事例を共有し、策定中の市町を支援。

○「ふじのくに官民連携実践塾(官民連携プラットフォーム)」の動画配信による開催

⇒ 具体的な事業について、動画配信サービスとWebアンケートフォームを活用して意見交換(サウンディング)する「場」を設定。

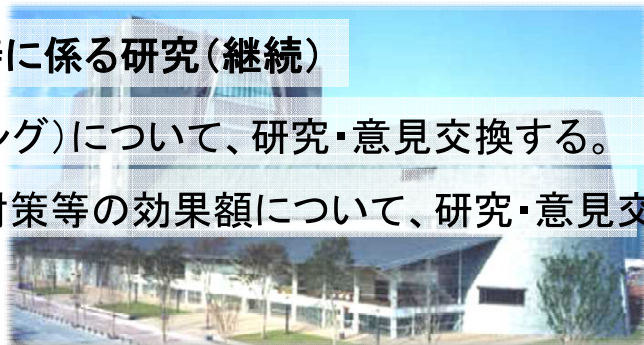
3

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和3年度の研究方針(検討中)

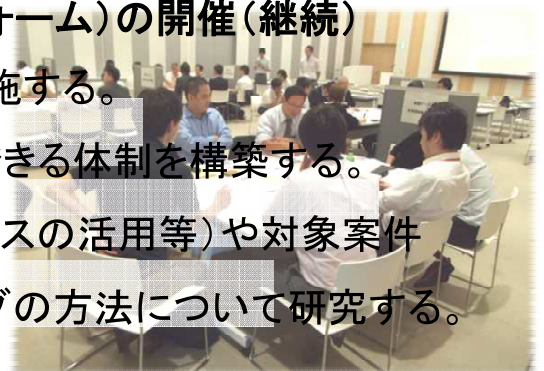
○個別施設計画の策定・運用の改善に係る研究(継続)

- 策定した計画の運用(ローリング)について、研究・意見交換する。
- 適切な保全による長寿命化対策等の効果額について、研究・意見交換する。



○ふじのくに官民連携実践塾(官民連携プラットフォーム)の開催(継続)

- 市町合同でのサウンディングを継続して実施する。
- どの市町でもサウンディングに参加・見学できる体制を構築する。
- 新しい生活様式への対応(Web会議サービスの活用等)や対象案件の現地視察等、より効果的なサウンディングの方法について研究する。



4

B ICT利活用部会（ICT政策課）

令和2年度の取組実績

○新世代ICT等の利活用推進

- ・県や市町におけるAIやRPA等の新世代ICTの導入事例の紹介

○県内におけるデジタル行政の推進

- ・行政手続のオンライン化や情報システム標準化・共通化に係る国の最新動向の情報提供
- ・市町同士の意見交換、情報共有

5

B ICT利活用部会（デジタル戦略課）

令和3年度の研究方針

○情報システム標準化・共通化に係る調査・検討

- ・国やベンダーの最新情報の調査・情報提供
- ・システム移行に係る課題や支援について検討

○行政手続きのオンライン化の推進

- ・国のぴったりサービスや民間事業者の電子申請サービスの情報提供

○市町におけるICT導入実証モデル事業の実施

- ・部会にワーキンググループを設置し、音声認識技術及びAI-OCRについて、導入実証及び効果検証を行う
- ・令和4年度の複数市町による共同導入を目指す

6

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和2年度の研究実績

○ 「指定管理者制度」

- ・「ふじのくに施設紹介フェア2020」の開催（R2.8.18）

参加者：5自治体38施設（県、浜松市、沼津市、藤枝市、掛川市）

開催内容（新型コロナウイルス対応のため開催内容を変更）

（1）県HPに募集予定施設一覧及び施設紹介書類を公表

（2）過去の施設紹介フェア参加企業等98社へ周知メール送信

開催結果

8月・9月の県HPへのアクセス件数は、例年の約5倍に増加

2018年：224件 / 2019年：345件 / 2020年：1,522件

- ・指定管理者制度WGの開催（①R2.6（書面開催）／②R3.2.4）

－市町提案に基づく指定管理者制度の運用上の課題の検討

－新型コロナウイルスへの対応状況の共有

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和3年度の研究方針

○ 「指定管理者制度」

- ・「ふじのくに施設紹介フェア2021」の開催（R3.7.30開催予定）

Zoom等のWeb会議システムを併用しながら、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底した上で、イベント形式での開催を予定

- ・指定管理者制度WGの開催（年2回を予定）

－市町提案に基づく指定管理者制度の運用上の課題の検討

－各市町の要望を踏まえ、Web会議等により開催

a 水道事業の広域連携等(市町行財政課、水利用課)

令和3年度の研究方針

<R2年度の活動実績>

○水道事業の広域化の検討

- ・令和4年度の水道広域化推進プラン策定に向けた広域化パターンの検討及び広域化シミュレーションの実施(駿豆地区、大井川地区)

<R3年度の研究方針>

○水道事業の広域化の検討

- ・令和4年度の水道広域化推進プラン策定に向けた広域化パターンの検討及び広域化シミュレーションの実施(賀茂地区、静清富士地区、遠州地区)
- ・令和2年度に実施したシミュレーション結果等を踏まえ、令和4年度の水道広域化推進プラン策定に向けた検討、意見交換(駿豆地区、大井川地区)

9

b 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和2年度の研究結果

1. 県の協力体制の検討・拡充

- ・説明会等の開催(森林法など4法令)・・・説明会の内容の改善、個別相談での適切な助言の実施
- ・マニュアル等の作成(鳥獣保護法など4法令)・・・他市町の許可事務における具体運用(提出書類など)や処理状況を集約し提供
- ・人的支援(児童福祉法など2法令)・・・県からの助言を実施
- ・財政支援(浄化槽法)・・・法定検査の受検に係る指導・助言に係る所要額の対応を検討

2. マニュアル等引継ぎ資料の質の向上

(1) 市町からの意見への対応

- ・記載内容が混乱を招く等の指摘があったマニュアル等の改善(旅券法など6法令)

(2) 県のセルフチェック

- ・146法令のマニュアル等をチェックし、49法令において改善を実施

3. 事務権限の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)の考え方を整理

市町から執行主体の見直し(事務の返還)提案があった事務の移譲後の状況等を確認し、令和3年度に具体検討を行う法令及びその進め方について情報共有を図った。

その他 独自事務執行による住民等不利益事例の有無確認

10

b 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和3年度の研究方針 <ふじのくに権限移譲推進計画(第4期)>

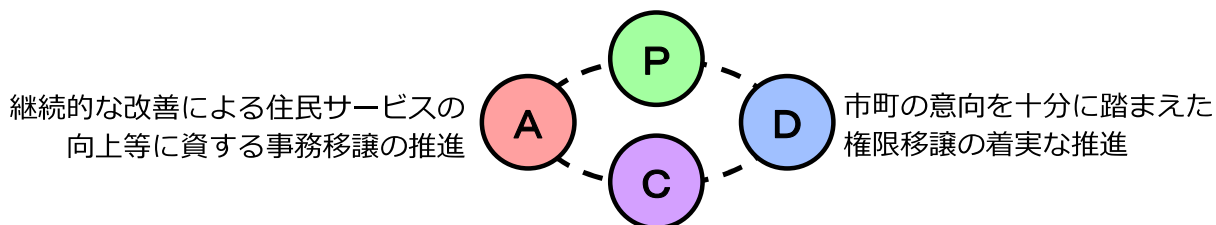
権限移譲推進計画の理念

市町の政策実現のために必要な権限の移譲を進める

■ 権限移譲を推進するための具体方策

(1) PDCAサイクルを活用し、課題の解消や改善を図る

権限移譲推進計画(令和2年度~4年度)



権限移譲の効果の検証・課題の抽出
(県・市町権限移譲推進協議会、課題検討会)

(2) 事務執行の支援の強化

- ・ 特に権限移譲事務のマニュアル等引継ぎ資料の質の向上

(3) 全体最適を考慮した移譲事務の柔軟な見直し

- ・ 政策実現のために必要な行政サービスの提供体制を、県全体として最適化する観点で精査

11

c 地方公会計の活用(市町行財政課)

<コロナ禍で顕著となった現象>

- ・ 従来からの行政サービスを維持するための財源が不足
- ・ 基金を取崩して予算編成を行う団体の発生



持続可能な
財政運営への
赤信号

自ら原因を分析し、実効性のある対策の立案が必要



この手段として**地方公会計**を活用

令和2年度 of 取組

行政コストと収入の経年分析により、各団体の財政トレンドを把握

令和3年度 of 方針

令和2年度の取組を進め、**行政目的別(総務、教育など)のコスト分析**を行い、財政悪化の原因に切り込む

12

d マイナンバーカードの利活用等(市町行財政課)

令和2年度の実績

<検討内容>

○マイナンバー制度への対応に関する市町運用状況調査結果の共有

<調査結果>

- ・窓口混雑の対応策等の共有により、市町業務の改善を図った
- ・また、23市町が出張申請受付未実施、31市町が交付予約システム未導入の実態が浮き彫りに

令和3年度の研究方針

<経緯・現状など>

- ・マイナンバーカードの普及率(R3.4.1現在) : 全国 28.3% ←→ 本県 28.6%
- ・「マイナンバーカードの普及促進」は、自治体DX推進計画における重点取組事項の1つ
- ・各市町においては、「令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを想定して、「交付円滑化計画」を策定し、交付枚数の目標に応じた交付体制の整備を推進

<検討内容>

○マイナンバーカードの更なる交付促進策の検討・実施

- ・県市町共同の出張申請の実施、県外団体も含めた優良事例の共有等
- ・県ラジオ等による広報を積極的に展開

○国の補助金の積極的活用によるマイナンバーカード交付体制基盤の強化

- ・補助金の積極的活用によるシステム導入・民間委託事例の共有等により、市町の交付体制基盤の強化を推進、窓口の混雑緩和を目指す

13

e 臨時・非常勤職員制度の見直しへの対応(市町行財政課)

令和2年度までの研究結果

<経緯・現状など>

- ・地方公務員法の改正により「会計年度任用職員制度」創設(令和2年4月施行)
- ・総務省の担当課長を招いての制度説明会の開催(平成29年8月)
- ・「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」を踏まえた「制度導入等に向けたロードマップ」の提示(平成30年4月)

<検討内容>

平成29～令和元年度

○制度導入に向けた市町の相談窓口の設置

- ・任用区分(会計年度任用職員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員など)の考え方
- ・会計年度任用職員の給与水準の設定、期末手当・退職手当の取扱い
- ・会計年度任用職員制度の導入等に必要な条例・規則等の整備 など

○ロードマップを踏まえた市町の進捗状況の情報共有

令和2年度

○市町の制度運用の適正化に向けた個別支援



令和2年度をもって、全市町における統一的な制度移行の確認ができたため、【完了】。

14

f 内部統制の体制整備(市町行財政課)

令和2年度の研究成果

○市町アンケートの実施(各市町のR2.11.1時点の取組状況や課題意識等を調査)

【概要】・地方自治法に基づく取組をしている(予定している)団体はない。

- ・一部の市町では、「業務手順書の整備」等、自主的に内部統制に取り組む(取組み予定)ものの、現状、多くの市町が情報収集・研究段階にある。

○課題検討会を開催

【コンセプト】リスクマネジメントとして内部統制導入の意識付け(きっかけ作り)、導入促進

【内 容】

○取組紹介(静岡県:制度導入 富士宮市:業務手順書の整備 磐田市:職員研修等)

○石川恵子 日本大学経済学部教授による講演

(テーマ)自治体の環境変化に伴う内部統制上の新たな課題と検討の進め方ーデジタル化とテレワークへの対応ー

(ポイント)・人手不足によって職員の業務量が増加しており、引き継ぎや過重労働のリスクが高まっている。

・業務を可視化し、業務量の偏りを把握、デジタル化の可能性を検討する等の対応が必要。

令和3年度の研究方針

○テレワーク等、業務環境の変化に伴う新たなリスク管理方法の検討

- ・業務量、業務手順の見える化
- ・テレワーク時の就業ルールの検討・整備

15

g 人材育成の推進(人事課、市町行財政課)

令和2年度の研究成果

<経緯・現状など>

- ・自発的に物事と向き合うことができる職員の育成に必要なマネジメントについて検証・検討する場として、平成30年度から検討開始
- ・令和元年度からは、市町職員研修協議会研究会が各市町に対して実施したアンケート結果から、課題として挙げられた女性職員のキャリアアップ、人事評価、メンタルヘルスの3テーマに絞って検討会を実施

<検討内容>

○人事評価制度の運用と活用

- ・令和2年度は専門家派遣事業により東京都立大学大杉覚教授による講演を動画配信。
- ・人事評価制度を円滑に導入及び運用するために必要なことについて助言を受けた。

令和3年度の研究方針

○女性職員の人材育成に関する検討会を開催

16

h オフィス改革の推進(市町行財政課)

令和2年度の研究成果【新規】

○市町アンケートの実施(各市町のR2.10.1時点の取組状況や課題意識等を調査)

【概要】

項目	回答数	項目	回答数
導入中(試験導入を含む)	12市町	検討中	6市町
導入予定なし	6市町	未定	11市町

【課題】 労務管理ルール策定、情報セキュリティ確保、端末整備等の予算確保

○講演会の開催(テレワーク導入の検討方法・効果、他自治体における導入成功事例の紹介)

【講師】 森本登志男氏(キャリアシフト(株)代表取締役、総務省地域情報化アドバイザー、元佐賀県庁最高情報統括監)

【テーマ】 自治体テレワークの勘所

【ポイント】 ・テレワークの推進は、『必ず達成する』という職員の強い意志が肝。

・テレワーク=在宅勤務は思い込み。導入方法はアイデア次第、思考停止に陥らない。

・緊急事態宣言下、公共施設をサテライトオフィスとして利用した事例もある。

令和3年度の研究方針

○持続可能な行政運営のためのテレワーク導入支援及び導入後の課題整理、
解決策の検討

○テレワーク効率を高めるペーパーレス化・電子決裁の推進

令和3年度静岡県水道広域化シミュレーション事業

(くらし・環境部環境局水利用課)

1 事業の目的

総務省及び厚生労働省から、「水道広域化推進プラン」(以下「プラン」という。)の策定要請があり、本県では、県内を水系や地域ごとの実情を踏まえ5圏域に分け、プラン策定のための水道広域化シミュレーションを行っている。

令和2年度は、駿豆圏域(賀茂地区を除く。)及び大井川圏域で水道事業のシミュレーションを実施した。令和3年度は、駿豆圏域(賀茂地区)、静清富士圏域及び遠州圏域で水道事業のシミュレーションを実施する。

なお、シミュレーション結果は、各水道事業体に提示し、令和4年度末までのプラン策定や今後の水道事業の広域化に活用する。

2 委託期間

業務委託契約締結日(令和3年5月下旬予定)から令和4年3月15日まで

3 委託内容

(1) 各水道事業体の現状分析

(2) 各水道事業体の経営の将来見通し(将来推計)

(3) 圏域内の課題分析業務

各水道事業体の将来の課題を抽出し、その要因を分析する。

また、圏域ごとに、各水道事業体の課題を集約し、圏域としての特性や課題を分析・整理する。

(4) 広域化パターンの提案

各圏域の特性や課題を踏まえ、想定される広域化パターンを、実現性や期待される効果を考慮して、県へ提案する。

※ 提案を受けた広域化パターンについては、県から水道事業体に情報提供するとともに、行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会地区別検討会(以下「地区別検討会」という。)で検討する。

(5) 広域連携シミュレーションの実施

水道事業体の意見等を反映した上で設定した広域化パターンごとに財政収支シミュレーションを実施し、単独経営と比較したシミュレーション結果を県へ提示する。

また、広域化パターンごとのシミュレーション結果を比較分析し、水道事業体の意見等を踏まえ、広域連携の方向性を整理する。

※ 県はシミュレーション結果の提示を受けた都度、関係する水道事業体間で検討を行い(パターンの組合せに即した地区別検討会を開催)、条件等を変えた再シミュレーションを行いながら、シミュレーション結果をブラッシュアップする。

(6) 結果とりまとめ

各結果をとりまとめ、各水道事業体に情報提供するとともに、令和4年度のプラン策定を含めた今後の水道事業の広域化に係る検討に活用する。

4 シミュレーション結果等を基にした検討等

令和2年度にシミュレーションを実施した駿豆圏域(賀茂地区を除く。)及び大井川圏域では、シミュレーション結果と、事業体や水道広域化推進アドバイザーからの意見等をまとめた広域連携の方向性案を基に、定期的に検討、意見交換等を実施する。

5 業務工程

別紙年間スケジュールのとおり

令和3年度 水道広域化シミュレーション 年間スケジュール

くらし・環境部環境局水利用課

	シミュレーション業務委託関係	庁内 広域連携推進会議関係	検討会(行政経営研究会を活用)	
			地区別検討会	
令和 2年度 中	仕様書の作成 部内指名委員会	幹事会【3.30】	対象地区での事前説明 (賀茂:説明会)【3.25】 (遠州:説明会等)【3.26、4.12】 (静清富士:説明会)【3.29】	
4月	↓ 公告	推進会議【4.22】		第1回全体会 ・当年度の事業 内容の説明
5月	入札【5.6】 落札候補業者の審査 ↓ 契約	・昨年度の事業内容の報告 ・当年度の事業内容の確認		
6月	県から市町 基礎資料提供依頼 ↓ 業者から市町 事前調査実施 ↓ 市町 基礎資料提供 県から業者へ送付			
7月	・各市町の経営分析 ・圏域の特性分析 ・広域化パターン(素案)の作成 → 結果を県へ報告	素案の提案 → ●広域化パターンの検討 地区別検討会 (賀茂・静清富士・遠州) 〈財政・企画担当も参加〉 ・各市町の経営分析結果を共有 ・事業の現状等に係る意見交換 ・広域化パターンの検討		※ 駿豆圏域 (賀茂地区を除く。) 大井川圏域
8月	広域化シミュレーションの実施 ・ 効果額の算定			シミュレーション結果や方向性案を踏まえ、定期的に検討、意見交換等を実施
9月		地区別グループ検討会 (該当市町で都度開催) (賀茂・静清富士・遠州) 〈事業担当課間での作業・検討〉		
10月		広域化パターンごとのシミュレーション結果を共有、検討条件等について意見交換		
11月		※ 適宜、有識者から助言聴取 ↓ 得られた意見を基に、必要に応じて受託業者に条件等を変更したシミュレーションを依頼		
12月		※ 検討の進捗状況に応じて、適宜財政・企画担当も参加		
1月				
2月	結果取りまとめ ・ 報告書、説明資料 (成果資料)提出			
3月		推進会議 ・シミュレーション結果の報告 ・次年度の事業内容の確認	地区別検討会 (賀茂・静清富士・遠州) 〈財政・企画担当も参加〉 ・シミュレーション結果の報告	第2回全体会 ・当年度の事業 成果の説明 ・次年度の事業 内容の説明

令和3年度行政経営研究会 新規テーマ提案一覧

頁	提案団体	行政経営研究会で研究したいテーマ
1	静岡市	窓口における届出・申請手続のデジタル化
2	御殿場市	税・公金等の事務処理の効率化・電子化
3	下田市	押印の見直し
4	伊豆の国市	指定金融機関等からの各種手数料の値上げ要請に対する対応
11	県	地方公務員の定年引き上げへの対応
12	県	「地域の未来予測」の作成・活用の検討
13	県	海水浴場における感染防止対策

(別添回答様式)

行政経営研究会で研究したいテーマ

市町名	静岡市	担当課名	企画課
1 他市町及び県と研究したいと考えるテーマ			
窓口における届出・申請手続のデジタル化について			
2 テーマに係る具体的な検討事項、現在課題となっている事項 など			
<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、住民の来庁機会、滞在時間の抑制等が求められている。・窓口における届出・申請手続のデジタル化・オンライン化などによる改善事例等の共有を図りたい。			
3 希望する研究 (いずれかに「○」)			
<ul style="list-style-type: none">① 情報共有、他団体の状況2 先進事例等の研究3 連携による具体的な課題解決4 その他 ()			

行政経営研究会で研究したいテーマ

市町名	御殿場市	担当課名	税務課
1	他市町及び県と研究したいと考えるテーマ		
	税・公金等の事務処理の効率化・電子化		
2	テーマに係る具体的な検討事項、現在課題となっている事項 など		
	<p>①LGWAN-ASP を利用した消込データ作成事業の確立 AI-OCR 等で納付情報をデータ化し LGWAN-ASP を利用してデータを提供する事業について研究し、収納に係る事務負担の軽減を図る。</p> <p>②e-LTax を利用した税の納付促進 国が用意した地方税ポータルシステム e-LTax は、全国的にも普及率が低いいため、県と市町で協働して e-LTax での納付促進や PR を行う。</p> <p>③県内金融機関における口座振替等の事前・事後連絡の推進 ネット銀行が行っている口座振替などのメールやアプリによる事前・事後連絡について、県内金融機関での導入を促進する。</p> <p>④電子納付の推進 キャッシュレス決済等の電子納付について、県や市町間で情報共有を行い、県全体で推進する。</p>		
3	希望する研究 (いずれかに「○」)		
	<p>1 情報共有、他団体の状況</p> <p>2 先進事例等の研究</p> <p>③ 連携による具体的な課題解決</p> <p>4 その他 ()</p>		

(別添回答様式)

行政経営研究会で研究したいテーマ

市町名	下田市	担当課名	総務課
1 他市町及び県と研究したいと考えるテーマ			
押印の見直しについて			
2 テーマに係る具体的な検討事項、現在課題となっている事項 など			
国・県からマニュアルや方針が示され、当市においても現在準備を進めているところではありますが、他市町の進捗状況や方針等を伺いながら、今後の取組みに反映させたいと考えています。			
3 希望する研究 (いずれかに「○」)			
1 情報共有、他団体の状況			
2 先進事例等の研究			
3 連携による具体的な課題解決			
4 その他 ()			

行政経営研究会で研究したいテーマ

市町名	伊豆の国市	担当課名	会計課
1 他市町及び県と研究したいと考えるテーマ			
全国地方銀行協会等（指定金融機関、指定代理金融機関の諸団体及び個別の金融機関）からの、各種手数料の値上げ要請に対する対応について			
2 テーマに係る具体的な検討事項、現在課題となっている事項 など			
<p>各団体の指定金融機関及び指定代理金融機関の所属する各種団体「全国銀行協会、全国地方銀行協会、全国信用金庫協会、農林中央金庫、全国労働金庫協会等」からは、平成17年度頃から、派出員の派遣手数料、口座振替手数料等の値上げ要請が出されてきたが、どの自治体も要望には、ほとんど応じてこなかった。しかし、令和2年度頃から各種手数料の値上げに応じない自治体からは、金融機関側から指定金融機関を辞退するという対応を取られるようになった。</p> <p>また、国の河野行革大臣の発言等から、国のスタンスは金融機関側の立場に立ち、業務の効率化をした上で手数料の値上げやむなしという流れになってきている。</p> <p>今まで県内の自治体では、金融機関の関係諸団体の要請に対し、自治体の集合体としてまとまって、協議に応じていなかった感がある。しかし、もはや世間のペイジーなどの電子納付、口座引落とし、口座振込みの流れを止めることはできず、マイナス金利により貸付による利ざやが稼げないなどの金融機関側の懐事情を勘案すると、手数料の値上げには応ずるとい方向性を避けることはできないと考える。</p> <p>今後は、都市銀行、地方銀行、信用金庫、農協等で口座振替手数料や伝送取扱システムの月額使用料に対する要望の格差が大きいことから、地方自治体の集合体としてまとまって、金融機関からの要求に対して応ずる手数料の種類とその価格面について統一見解を策定し、交渉に大所高所から臨む必要があると考えるので、行政経営研究会で、課題の深掘りと静岡県市長会、静岡県町村会等との連携を願う。</p>			
3 希望する研究（いずれかに「○」）			
<p>1 情報共有、他団体の状況</p> <p>2 先進事例等の研究</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3 連携による具体的な課題解決</p> <p>4 その他</p> <p>()</p>			

令和2年9月

全国市長会 御中

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農 林 中 央 金 庫

地方税の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成28年6月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

また、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」(2018年3月設置。以下「勉強会」という。)における「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」(以下「調査レポート」という。)の取りまとめ¹⁾にあたっては、貴会にご協力を賜り、あらためて厚く御礼申しあげます。

ご高承のとおり、地方税につきましては、昨年10月に地方税共通納税システムが稼動し、法人住民税をはじめとする申告税に関しては、すべての地方公共団体において、ペイジーによる電子納税を行える仕組みが実現いたしました。

もともと、地方税全体で見ると、課税件数の9割以上は自動車税や固定資産税等の賦課税であり²⁾、同税目について、電子納付を導入している地方公共団体は依然として少ないことから、多くの納付者は時間や場所の制約のない効率的な納付方法である電子納付を選択することができない状況にあります。また、金融機関窓口で納付された場合には、金融機関および地方公共団体の双方において大量の納付済通知書等に係る

¹⁾ 未来投資戦略2017に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないことがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的(～10年程度)にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合(事務局：全国銀行協会。関連URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>)。

²⁾ 平成29年9月26日開催の政府税制調査会資料(総11-3)をご参照。

事務処理（精査、搬送、消込、保管等）が日常的に発生する等、納付者・地方公共団体はもとより、金融機関も含め、それぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として効率化の余地が大きい領域となっています。

一方、足許では、新型コロナウイルス感染症への対応が求められており、5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議において、「新しい生活様式」が整理されたところ³です。

電子納付は納付者の制約（時間・納付窓口）なく行うことが可能であり、また、金融機関および地方公共団体の双方においても納付済通知書に係る事務処理を削減することができる等、納付に伴う一連の手続きをペーパーレス化することによって、人との接触を8割減らし、「3つの密」を回避することが期待できます。すなわち、電子納付を推進することは、「新しい生活様式」の実践に寄与するものとなります。

また、政府の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日）においては、「税・社会保険手続のワンストップ化・ワンズオンリー化」が掲げられているところです。

こうしたことから、金融界は、今般、総務省に対して電子納付推進等のために望ましい施策等について、別添の要望書を提出いたしました。

つきましては、金融界のこうした活動の趣旨をご理解いただき、特に下記の事項について、貴会から各地方公共団体に周知いただくとともに、効果的な施策についてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 地方税の電子納付等に係る取組みへの支援

昨年10月に稼働した地方税共通納税システムについて、サービス稼働当初から取扱対象である個人住民税（特別徴収分）以外の賦課税目についても、取扱対象に追加されることで、より一層の利便性向上につながることから、政府方針においても、今後の取組みとして、利用可能税目の拡大を順次実施することとされている⁴。

ついては、これらの賦課税目についても早期に対象とすることについて、支援をお願いしたい。

また、個人による納付の効率化の観点からは、全国すべての地方公共団体に対し、マイナポータルの公金決済サービス上で、あらゆる税・公金の納付が可能となるよう、政府からの地方公共団体に対する幅広い支援を貴会からも要望願いたい。

あわせて、電子納付へのシフトを促すため、電子納付を選択した納付者へのイン

³ 令和2年5月4日開催の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をご参照。

⁴ 直近では、令和元年12月20日に閣議決定された「令和2年度税制改正大綱」において、「対象税目に個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を追加」することが掲げられている。

センティブの付与（例：税額控除、軽減税率の適用）について支援をお願いしたい。
このほか、ペーパーレス化に向けた取組みの観点から、窓口納付時における紙ベースの領収書を不要とできるよう、eLTAX において納税証明書を表示・出力できるようにする取組みへの支援をお願いしたい。

2. 賦課税納付書の規格・様式の統一、QR コードの活用

調査レポート（2018 年度）では、自動車税・固定資産税をはじめとする賦課税に関しては納付書の郵送ニーズも高かったことも見受けられ、この状況はウィズコロナの状況にあっても当面存続することが予想される。

そこで、賦課税を中心とする納付書を前提にすると、事務処理の効率化の点からは、納付書の規格の統一が有効であり、金融機関・コンビニエンスストア等の窓口納付時に広く使用されている「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」にもとづく標準帳票に統一することが合理的と考えられる。

したがって、貴会におかれては、MPN 標準帳票の導入を進めるうえでの手引きを整備のうえ、各地方公共団体に周知すること等をご検討いただきたい。

もっとも、調査レポート（2018 年度）によれば、納付書の規格統一には、すべての収納機関における用紙の調製やシステム改修が必要となり、負荷が高く実現性の課題があるところ、現行の納付書に、別途、納付に必要な情報を格納した QR コードを付与することで効率化が図れると考えられる。

この QR コードが普及すれば、将来的には、納付者自身がスマートフォンで当該 QR コードを読み取って納付するサービスが可能になる等、納付者にとっての利便性向上や納付方法の選択肢が増えるだけでなく、収納機関における消込業務等も効率化できると考えられる。さらには、金融機関・コンビニエンスストア等の窓口への来店を回避することもでき、「3つの密」の回避に資することとなる。

納付書への QR コードの追加については、検討会において、地方税共通納税システムの賦課税目への対応案として検討がされており、また、納付書に QR コードを付す場合に必要と考えられる情報項目については、調査レポート（2019 年度）において取りまとめられている。

については、貴会におかれては、口座振替やペイジー、スマートフォンでコンビニ収納のバーコードを読み込み決済するサービスといった既存の納付方法の普及活動のほか、QR コードを活用した新たな納付方法の検討・導入について、各地方公共団体等の実情も踏まえつつ、支援をお願いしたい。

3. 電子納付の推進・周知強化

調査レポート（2018 年度）における調査結果では、納付手続において電子納付（口座振替、ペイジー等）を知らないという層が一定程度存在し、また、知っていても利用率が低調であるという状況が分かったことから、全銀協では、「暮らしのデジタル化ガイド」および法人・個人事業主向けのチラシ（以下「ガイド等」という。）

を作成している。

金融界としては、これらのガイド等の配布や、ウェブサイトにおける掲載等を通じて、納税者への周知・広報に向けた取組みを行っているが、より一層の推進の観点から、貴会におかれても、地方公共団体におけるガイド等の配布や、地方公共団体ウェブサイトにおける掲載等の呼びかけにつき、ご協力をお願いしたい。

なお、調査レポート（2019年度）における調査結果では、多数の金融機関において、個人を対象にインターネットを利用した口座振替手続（ウェブ口座振替受付サービス）を提供していることを確認している。

当該サービスを各地方公共団体が活用することで、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替手続の開始が可能となることから、ウェブ口座振替受付サービスの促進をお願いしたい。

4. 地方税収納等に係る経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、長年、地方公共団体に対してサービスに係るコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

金融機関窓口における地方税等の収納や地方公共団体が行う振込等については、金融機関が地方公共団体に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償を確保出来ていないこと等から、この手数料につき、各当事者間の個別の協議により、早期に適正化が図られることを望んでいる。

この問題に対する各地方公共団体の理解促進について、本年4月に見直しがあった国庫事務取扱手数料も参考に、早期是正に向けた環境整備について格別のご高配を賜りたい。

以 上

全銀協からの意見書・要望書

令和2年10月 9日

一般社団法人全国銀行協会

税・公金の電子納付の推進等について

令和2年8～9月、一般社団法人全国銀行協会は、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国労働金庫協会および農林中央金庫と連名で、内閣情報通信政策監（政府CIO）、総務省、国税庁および厚生労働省に対して、電子納付の推進等のための望ましい施策等について、要望書を提出しました。

また、警察庁に対して、交通反則金に係る電子納付導入を早期に実現していただくよう要望書を提出するとともに、地方公共団体関係3団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）に対しても、地方税の電子納付に係る取組みへの支援を進めていただくよう要望書を提出しました。

今回の要望は、非対面取引の活用等により、税・公金の収納事務の効率化および納付者（お客さま）の利便性向上を目指したものであり、同時に、電子納付の推進は、ウィズコロナ時代における「新しい生活様式」の実践にも寄与するものとなります。

なお、要望先ごとの個別要望項目は次のとおりです。

要望先	要望内容
内閣情報通信政策監（政府CIO）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 税・公金に係る電子納付の推進に向けた一層の支援 2. マイナポータルを利用した地方税等の電子納付の早期実現
総務省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方税の電子納付等に係る取組みの推進 2. 賦課税納付書の規格・様式の統一、QRコードの活用 3. 電子納付の推進・周知強化 4. 延滞金等の取扱いの見直し 5. 自動車税の納付確認電子化に係る更なる利便性向上 6. 地方税収納等にかかる経費負担の適正化
国税庁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電子納付の推進・周知強化 2. 電子申告・電子納付に関する地方税との連携 3. ダイレクト方式および預金口座振替に係る経費負担の適正化

厚生労働省

1. 労働保険料の電子申告・電子納付の推進
2. 国民年金保険料等の電子納付の推進
3. 電子納付の推進・周知強化
4. 預金口座振替に係る経費負担の適正化

警察庁

- 交通反則金に係る新たな納付方法の早期導入

全国知事会

1. 地方税の電子納付等に係る取組みへの支援

全国市長会

2. 賦課税納付書の規格・様式の統一、QRコードの活用

全国町村会

3. 電子納付の推進・周知強化

4. 地方税収納等に係る経費負担の適正化

以上

行政経営研究会で研究したいテーマ

部局名	経営管理部	担当課名	市町行財政課
1 市町と研究したいと考えるテーマ			
地方公務員法改正に伴う定年引き上げへの対応			
2 テーマに係る具体的な検討事項、現在課題となっている事項 など			
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員の定年引き上げに関しては、現在、地方公務員法改正案が国会で継続審議されている。また、今通常国会において、国家公務員法改正案が4月13日に国会に提出されたところである。 ・地方公務員法が改正された場合、令和5年4月から定年の段階的な引き上げが実施される前に、各団体において職員の定員管理・人事配置、給与の減額、役職定年の導入などについて検討する必要がある。 			
3 希望する研究 (いずれかに「○」)			
<p>① 情報共有、他団体の状況</p> <p>2 先進事例等の研究</p> <p>3 連携による具体的な課題解決</p> <p>4 その他 ()</p>			

行政経営研究会で研究したいテーマ

部局名	経営管理部	担当課名	市町行財政課
1 市町と研究したいと考えるテーマ			
「地域の未来予測」の作成・活用の検討			
2 テーマに係る具体的な検討事項、現在課題となっている事項 など			
<ul style="list-style-type: none"> ・第32次地方制度調査会答申（R2.6.26）では、2040年頃にかけての人口構造の変化などを踏まえ、各市町では、行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しの客観的データを基にした「地域の未来予測」を整理することが考えられると指摘された。 ・総務省は「地域の未来予測に関する検討WG」を設置し、各市町で未来予測を整理する際の参考となるよう対象分野などを検討し、R3.3月に報告書を取りまとめた。 （参考）総務省「地域の未来予測に関する検討WG」報告書 ・報告書では、広域連携を視野に入れている地域などでは、地域の未来予測を複数市町と協働で作成する、広域での将来推計も効果的であると指摘。 ・また、県に対しては、必要に応じて、県が各市町と協働の上で未来予測の方針を統一するといった支援を行うなどの支援が考えられるとした。 			
3 希望する研究（いずれかに「○」）			
1 情報共有、他団体の状況 ② 先進事例等の研究 ③ 連携による具体的な課題解決 4 その他 （ ）			

行政経営研究会で研究したいテーマ

部局名	経営管理部	担当課名	市町行財政課
1 市町と研究したいと考えるテーマ			
海水浴場における新型コロナウイルス感染防止対策			
2 テーマに係る具体的な検討事項、現在課題となっている事項 など			
<ul style="list-style-type: none">・昨年夏の海水浴場の開設に当たり、新型コロナウイルス感染症対策の実施や開設の可否の判断に迷った、との声があった。・このため、市町の意見交換の場を設置し、各市町における海水浴場の開設の参考に資するものとする。			
3 希望する研究 (いずれかに「○」)			
<p>① 情報共有、他団体の状況</p> <p>2 先進事例等の研究</p> <p>3 連携による具体的な課題解決</p> <p>4 その他 ()</p>			

行政経営研究会の取組

行政経営研究会を設置した目的

分権型社会における県と市町のあり方とは何か？



県と市町が知恵を出し合い、様々な行政課題と一緒に取り組み、効果的に人々の暮らし満足度をアップ！！

行政経営研究会の組織と仕組み

市町・県で具体的取組を推進

■ 研究会（本会）

構成

全市町の総務・企画部長相当職
県の部理事(地方分権・大都市制度担当)

役割

- 具体的取組方針の決定
- 部会、課題検討会設置の決定
- 研究結果の報告受領、公表

■ 部会

構成 参加希望した市町・県の実務者等

役割 具体的課題の解決に向けた研究

検討状況により部会へ移行

■ 課題検討会（検討成果は公開）

構成 参加希望した市町・県の実務者、事務局

役割 テーマにおける課題の整理・情報共有、各団体にとっての課題感等を自由に議論（非公開）

事務局

構成 市長会・町村会の代表市町
市長会町村会総合事務局
県(市町行財政課)

役割

- ・ 全体運営、検討テーマの取りまとめ
- ・ 課題検討会、部会の設置案取りまとめ

公開

非公開

県内市町、県各部局からの問題提起